

令和7年第10回大竹市教育委員会

1 開催日時 令和7年10月24日（金） 13時30分開始

2 会場 大竹市役所3階大会議室

3 出席及び欠席委員 教育長 小西 啓二 出席  
1番 池田 良枝 出席  
2番 小城 和之 出席  
3番 市川 洋 出席  
4番 山田 洋子 欠席

4 出席職員 教育次長 柿本 剛  
総務学事課長 大井 一徳  
総務学事課 重安 千陽  
生涯学習課長 浅井田 展彦  
生涯学習課 丸茂 宣潔  
樋野 直也  
須藤 颯太  
生涯学習課 川村 恭彦  
生涯学習課 松岡 文明

【開会時刻 13時30分】

小西教育長 定足数に達していますので、これより令和7年第10回大竹市教育委員会会議を開会します。

はじめに、議事録署名委員を指名します。議事録署名委員は、大竹市教育委員会会議規則第15条第2項の規定により、小城委員を指名します。

これより本日の日程に入ります。日程第1「会期の決定について」を議題とします。会期は、10月24日一日限りとします。これに異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって会期は本日一日間と決定しました。

報告第23号 自家用車の公務使用に関する取扱要領の一部改正について

小西教育長 日程第2「報告第23号 自家用車の公務使用に関する取扱要領の一部改正について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 広島県の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例等が改正されたことに伴い、県費負担の教職員が自家用車を公務に使用して出張する場合の旅費等の取扱いに係る規定等を改正するもので、大竹市教育長に対する事務委任等規則第4条第1項の規定により教育長において処理したものであり、同条第2項の規定により報告し承認を求めるものです。自家用車の公務使用に関する取扱要領は、

県費負担の教職員が所有する自動車、その他服務監督者が特に認める自動車を公務に使用する際の取扱いに関し、必要な事項を定めているものです。この度の職員の旅費に関する条例の改正により、旅行雑費が廃止されたので、第9の旅費の取扱いの規定において、旅行雑費の支給について削除し、あわせて所要の改定をしているものです。また、第11の所属異動等に伴う自家用車公務使用登録簿の取扱いについての規定を追加するものです。自家用車公務使用登録簿の取扱いについて、市内による異動の場合は従前の登録を継続できること、対象職員、所属長の処理、押印の廃止等を規定しています。この規定の内容については、令和4年度から適用するよう各学校に通知しており、すでに実施しています。この規定についてはこの度の改正において、広島県立学校における自家用車の公務使用に関する取扱要領に追加されましたので、この改正に準じて大竹市における自家用車の公務使用に関する取扱要領に追加したものです。施行期日は令和7年4月1日となります。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

池田委員 先ほど第11の説明がありましたが、この部分は従前からこの要領に則ってやっているのでしょうか。

事務局 おっしゃる通りで、令和4年4月1日から実施しています。

市川委員 職員が公務使用の届出を出すのですが、全員が出しているか各学校で確認しているでしょうか。

事務局 全て各学校の校長が管理、確認を毎年しています。

市川委員 それぞれの学校が全員提出していると思うのですが、再度確認をお願いします。

事務局 出張の際に確認していると思われますので、機会があれば各学校に周知いたします。

小西教育長 夏季休業中に教育委員会が各学校に出向き、点検を行っていますので、その中でもしっかりと見ていきたいです。他に質疑はありますか。

委員一同 なし。

小西教育長 質疑を終結します。本件を採決します。報告のとおり承認することに異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。

小西教育長 以上をもって、本日の日程は全て終了しました。

なお、本日の会議の議事録を作成するに当たり、各議題の審議内容について、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を会議の議長に委任されたいと思います。異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、字句、数字、その他の整理は、議長である教育長で行います。

これにて、令和7年第10回大竹市教育委員会会議を閉会します。

【閉会時刻 13時40分】